

長野県地球温暖化対策条例に基づく
環境エネルギー性能等検討結果の届出及び報告・公表制度について

建築住宅課

1 改正概要

- (1) 建築物（非住宅・住宅）に対する環境エネルギー性能等の検討結果の届出義務を拡大
 - ・届出対象規模を 2,000 m²以上⇒300 m²以上に引下げ
- (2) 住宅に対する省エネ計画概要書報告・公表制度を創設【新設】
 - ・新築住宅（300 m²未満）における「省エネ計画概要書」の報告・公表制度の創設

2 提出方法等について（届出書・省エネ計画概要書）

	届出書	省エネ計画概要書
提出先	各地域を所管する特定行政庁（7市）、建設事務所	
提出手段	ながの電子申請サービス、メール又は書面 ※電子提出を推奨	
提出義務者	建築主	住宅等設計者
提出時期	工事着手予定日の前日まで	本条例第 23 条の 2 第 1 項に基づく建築主に対する検討結果の 説明後速やかに
届出・報告内容	環境エネルギー性能及び再生可能エネルギー設備の導入検討結果	
様式	届出書（様式第 1 号～第 3 号） ・様式を簡素化し、添付書類は求めないこととし事務負担軽減を図る。	省エネ計画概要書（様式第 4 号） ・プルダウン方式により様式を簡素化し、添付書類は求めない。 ・省エネ計画概要書は建築物省エネ法第 27 条第 1 項の説明書面を兼ねるものとする。
提出部数	1 部	2 部（説明用 1 部、閲覧用 1 部）
公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定行政庁（7市）及び建設事務所（整備・）建築課において、届出のあった届出書の内容から検討結果の一覧を作成しホームページに公表する。 ・閲覧に供すことはしない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定行政庁（7市）及び建設事務所（整備・）建築課において、閲覧用の省エネ計画概要書を閲覧に供す。 ・優良事例の紹介や適合率等集計結果については、建築住宅課のホームページで掲載予定。

3 施行時期

施行日：令和 5 年 4 月 1 日

※省エネ計画概要書については、周知期間として令和 4 年 10 月 1 日より建築住宅課ホームページ上に様式を掲載し、当該書式を用いて建築主に省エネ性能の説明を行っていただく環境整備のため試行を開始している。

※条例改正概要については、建築住宅課ホームページへの掲載及び周知用動画により周知している。

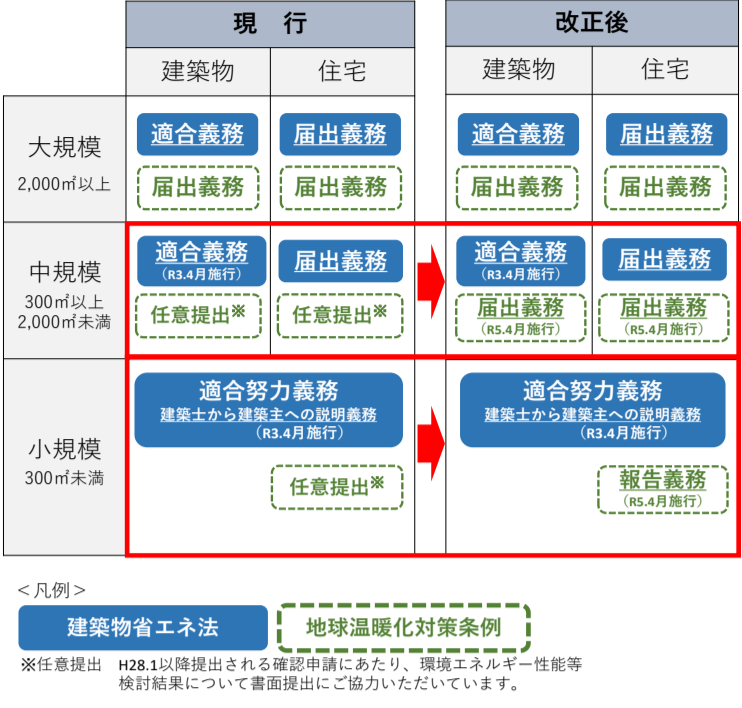
4 今後の予定

- ・規則、指針を改正し、確定した内容及び様式を HP 掲載等により改正内容周知
- ・知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の改正（2月議会）

建築関係団体一覧（順不同）

A	公益社団法人長野県建築士会	F	一般社団法人長野県建設業協会
B	一般社団法人長野県建築士事務所協会	G	一般社団法人信州木造住宅協会
C	公益社団法人日本建築家協会 JIA 長野県クラブ	H	新木造住宅技術研究協議会長野支部
D	長野県建設労働組合連合会	I	長野県優良住宅協会
E	長野県工務店協会	J	信州の快適な住まいを考える会

意見内容（要旨）	回答
1 制度全般に関するご意見	
<p>条例が求めているのは、計画段階のものであり、工事完了時点の性能をチェックするものではないことに課題があると感じています。</p> <p>計画は計画であって、その性能が実際に発揮されていることの方が重要といえます。こうした苦情が当会の住宅相談に多数寄せられている実態があります。悪くいれば、虚偽の計画であっても届出はでき、優良なものは公表されるということです。</p> <p>唯一閲覧による歯止めをかけるという考え方はあるかと思いますが、虚偽に対する罰則はなく、実際の性能をチェックできる体制にもありません。（A）</p>	<p>ご指摘のとおり、工事完了時点の性能をチェックするものではない状況となっております。しかし、完了時点で設計と異なる場合の罰則等を条例で規制することは難しく、今回の改正は計画段階での検討結果を報告・公表する制度により、県内における住宅の省エネ性能の向上、所有者意識高揚及び設計・施行者の技術力向上につなげるものとしています。</p> <p>優良なものを公表する点については、省エネ計画概要書の内容がきっかけとはなりますが、工事完了後の実際の状況や独自の取組等も確認の上、優良事例として紹介する予定です。虚偽の計画をそのまま紹介することのないよう留意いたします。</p>
<p>義務化を周知する際に、なぜ県は国より先に義務化するのかを明確に示して頂き、施主・設計者・施工者が本質を理解したうえで提出できるようしていただきたい。そうすることにより、ゼロエネ住宅がより促進されると思います。（C）</p>	<p>本条例改正では、環境エネルギー性能等検討結果の報告を義務化をするもので、省エネ基準適合義務化をするものではありません。</p> <p>2025年に建築物省エネ法が改正施行され、全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務化がされます。それまでに県内における省エネに対する意識及び技術力の向上を図る必要があり、そのため県では、助成金による信州健康ゼロエネ住宅への誘導、本条例の報告・公表制度による所有者意識高揚及び設計・施行者の技術力向上、併せて県内住宅の省エネ性能の実態把握を行います。</p> <p>今回の条例改正の周知の際に、未定部分の公表は難しいところですが、制度創設の意図を施主・設計者・施工者に理解いただけるよう配慮いたします。</p>
<p>対象建築物は全ての住宅関連建築物になりますか？新築の建売住宅、共同住宅などすべての住宅関連建築物との認識でよろしいでしょうか。全ての住宅関連建築物に義務化する必要があると思います。建売住宅やアパートも提出義務ありとしてください。（C）</p>	<p>環境エネルギー性能等検討義務の対象は、すべての建築物の新築（現に存する建築物の除却又は災害による滅失後の改築を含む。以下同じ。）であり、住宅の省エネ性能等に関する報告・公表制度の対象は、前述の建築物の新築のうち、一戸建て住宅、兼用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿に該当するものです。</p> <p>ただし、本報告・公表制度は、建築主の義務である環境エネルギー性能等検討を含めた住宅等の設計を設計者に委託した場合に、当該住宅等設計者に対して、建築主への検討結果の説明及び行政庁への報告を求めるものです。そのため、建売住宅やアパート（共同住宅）の場合、建築主であるディベロッパー等が検討義務対象者となり、設計を含め検討を委託された住宅等設計者に報告義務が課されます。建築主が別におらず、建売住宅等を自社で設計・施工する場合は、建築主と建築士の間で設計の委託関係がないため、説明及び報告義務の対象外となります。ただし、300㎡以上となれば委託関係がない場合も届出義務が生じます。</p> <p>なお、報告義務対象外となる物件については、建売業者等に対する別途調査により状況を把握する予定です。</p>
<p>提出された性能などの集めたデータについて、分析及び公表をどのようにする計画ですか？有効に活用していただきたいと思えます。（C）</p>	<p>届出書については、個人情報を除いた届出内容の一覧表を特定行政庁のホームページに公表する予定です。</p> <p>省エネ計画概要書については、個人住宅のものが主であり、ホームページ上でいつでも閲覧可能な状態であることは望ましくないとの意見もあるため、閲覧用として提出いただいたものをそのまま特定行政庁窓口で閲覧に供します。</p> <p>集めたデータの分析・公表内容については、有効に活用できるよう今後も検討・運用しながら条例及び規則の範囲内で可変的に行うことを考えておりますが、省エネ基準、ZEH基準、信州健康ゼロエネ住宅等の適合率については、算出の上公表する予定としております。</p>

意見内容（要旨）	回答
<p>HPでは環境エネルギー性能等の導入の検討→義務、書類提出→お願い、300平方メートル未満の戸建→お願い…となっていますが、施行日前の今日現在、2000㎡以上は提出も義務、2000㎡未満は、提出はあくまでお願いという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、施行後は300未満の非住宅は計画届提出のお願い、300未満住宅は計画書は提出せず、省エネ計画概要書の提出に切り替わるという認識でよろしいでしょうか。（D）</p>	<p>右図が届出（届出書）と報告（省エネ計画概要書）に分けて整理したものととなります。</p> <p>2,000㎡以上は建築物・住宅共に現行と変更なし。</p> <p>300㎡以上2,000㎡未満は建築物・住宅共に任意の書面提出から届出に切り替わります。</p> <p>300㎡未満の建築物は現行と変わらず、住宅のみ任意の書面提出から省エネ計画概要書による報告に切り替わります。</p>  <p><凡例> 建築物省エネ法 地球温暖化対策条例 <small>※任意提出 H28.1以降提出される確認申請に当たり、環境エネルギー性能等検討結果について書面提出にご協力いただいています。</small></p>
<p>省エネ計画概要書の提出時期について、今回の回答では「条例に基づく建築主に対する検討結果の説明後速やかに」とありますが、建売の場合はどうするのでしょうか。（D）</p>	<p>本制度は、環境への負荷低減等の検討を義務付けられた建築主が住宅等設計者に設計を委託し、設計委託者から求められた場合の検討及び報告義務となります。設計委託が伴う場合は条文のとおり、建築主が自社で設計・施工する場合のような設計委託の伴わない場合は、本制度の対象とはなりません。</p>
<p>2 公表制度に関するご意見</p>	
<p>優良事例をインターネットで公表を検討するとしていますが、「優良」とはどのような判断基準に基づくものなのか明確にする必要はないでしょうか。また、物件が特定されるような公表方法となるのでしょうか。企業イメージなど特定の業者のみが公表される場合は、「省エネ」という切り口のみ企業イメージだけではない事業者もいるため、消費者に対する優良企業のイメージを偏重させる可能性があると思われます。（A）</p>	<p>優良事例の公表について、具体的な選定方法や紹介方法は今後検討の上、可变的に運用したいと考えております。省エネ計画概要書に記載の内容から環境負荷低減、再エネ導入等多角的な視点で優良と思われる候補物件を抽出し、実際優良事例として紹介するにあたっては、工事完了後の実際の性能や独自の取組等も確認の上で行う予定です。</p>
<p>設計者、施工者は名前が公表されることとなっているが、公表を控えたい場合、申出により公表しないことをできるようにして頂きたい。</p> <p>予算などにより、やむを得ず高断熱化などが図れない場合に配慮する必要があると思います。（C）</p>	<p>省エネ計画概要書は（説明用）と（閲覧用）を1部ずつ提出いただくこととしますが、（説明用）については必須項目として扱い、（閲覧用）について非公開情報としたいものがある場合は、別紙（excel上の別シート）に非公開としたい部分及びその理由を記載し提出いただくことで可能とします。</p>
<p>3 提出方法に関するご意見</p>	
<p>御意見なし</p>	<p>—</p>
<p>4 様式に関するご意見</p>	
<p>省エネ計画概要書に「温暖化対策条例〇条に基づく提出書類」というような文言は不必要でしょうか？性能計画届出書は知事宛、～条例の規定によりと文言があるため分かりやすいのですが…（D）</p>	<p>御意見を踏まえ「長野県地球温暖化対策条例第23条第2項に基づく報告」であることが様式の中で分かるようにします。</p> <p>なお、R4.10.1からの省エネ計画概要書の試行においては、条例改正が施行前のため当該文言は記載しないこととしています。</p>
<p>届出様式作成の際に、公表用の様式もエクセルやワード内で自動的に作成されるようにし両方を提出した方が、提出者も内容確認ができて安心できるし、公表用の事務作業負担も減ると思われるがいかかがか。また、自動作成が難しければ、非公開となる箇所を着色などでわかりやすく表示いただきたい。（F）</p>	<p>閲覧用を作成するための事務負担が懸案であったこと、また提出者の安心というメリットもあることから、御意見を踏まえ、公表用を同じExcelの別シートに自動作成できる形式とし、両方提出いただくこととします。</p>
<p>5 その他制度検討、計算方法等に関するご意見</p>	
<p>建築物省エネ法の改正時点で、条例改正をどのように改正するのか現時点の考え方をお聞きしたい。国の改正の方向性が出ているのであれば、現時点でその改正に沿って今回条例も改正する必要はないのかという考え方です。（A）</p>	<p>2025年に建築物省エネ法が改正施行され、全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務化がされます。また、法第27条の説明制度が廃止されます。</p> <p>その際、県の条例により、県内における住宅の省エネ性能の状況を勘案して、義務基準を強化することを検討したいと考えています。</p> <p>そのために県では、助成金による信州健康ゼロエネ住宅への誘導、本条例の報告・公表制度による所有者意識高揚及び設計・施工者の技術力向上、併せて県内住宅の省エネ性能の実態把握を行います。</p> <p>現時点では、2025年省エネ基準義務化以降も本制度は継続し、信州健康ゼロエネ住宅への誘導を図ることが望ましいと考えております。</p>

建築物環境エネルギー性能計画届出書

年 月 日

長野県知事 様

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

長野県地球温暖化対策条例第20条第2項、第21条第2項(及び第22条第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 建築主の氏名又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名										
2. 建築主の住所又は主たる事務所の所在地										
3. 建築物の概要		市町村名		以下番地等						
建築物の所在地										
設計者等	設計者氏名									
	所属先									
	所在地									
	電話番号									
	電子メールアドレス									
建築物の概要	建築物の名称									
	用途									
	構造	木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	その他				
	階数	地上		階	地下		階			
	床面積の合計	(届出部分)		m ²	(合計)		m ²			
	工事期間	工事着手予定日			～完了予定日					
4. 環境エネルギー性能の検討										
地域区分 (※建築物省エネ法に規定)		2地域	3地域	4地域	5地域					
外皮性能基準 UA		W/(m ² ・K) (※住宅の場合のみ記入)								
一次エネルギー消費量の計算結果		BEI		基準一次エネ		設計一次エネ				
				GJ		GJ				
省エネ基準等への適合状況	住宅	省エネ基準	ZEH Oriented	Nearly ZEH	『ZEH』	ZEH+				
		HEAT20 G1	HEAT20 G2	HEAT20 G3	その他					

省エネ基準等への適合状況	非住宅	省エネ基準	ZEB Oriented	ZEB Ready	Nearly ZEB	ZEB
		その他				
消費エネルギー削減のため、右記のツールによる検討を行った場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> のうえ、結果値を記入のこと			CASBEE	Qpex	エネルギーパス	
			評価値	設計値	設計値	
5. 再生可能エネルギー設備導入の有無 (該当するものに○を付し、必要事項を記入のこと)						
有	設備の種類		設備の概要(性能値・仕様・利用目的)			
		太陽光発電設備	発電量:			kW
		バイオマス発電設備	発電量:			kW
		太陽熱利用設備	太陽熱温水器	太陽熱給湯システム	設備名	
			利用室:			
		バイオマス熱利用設備	薪ストーブ	ペレットストーブ	設備名	
			利用室:			
		地中熱利用設備	(設備概要)			
		その他の熱利用設備	設備名:			
			(設備概要)			
		その他の設備	設備名:			
			(設備概要)			
(再生可能エネルギー設備を導入しなかった場合はその理由を記入ください。)						
無						
6. 有効利用可能エネルギー活用の有無 (有無を <input checked="" type="checkbox"/> し必要事項を記入のこと) ※床面積10,000㎡以上の建築物を新築する場合のみ記入のこと						
	導入した有効利用可能エネルギー設備					
有	有効利用可能エネルギー設備：生産工程時の廃熱、ごみ処理場の廃熱、ボイラー等熱源設備からの廃熱など、排気されるエネルギーをヒートポンプシステム等の諸設備により有効利用する設備を指します。					
	(上記の導入した有効利用可能エネルギー設備の活用方法の概要。使用箇所や設備機器など)					
(有効利用可能エネルギーを活用しなかった場合は理由を記入してください。)						
無						
7. その他コメント (自由記載) (その他特記事項などを記載)						

建築物環境エネルギー性能計画変更届出書

年 月 日

長野県知事 様

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

長野県地球温暖化対策条例第20条第3項、第21条第3項（及び第22条第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。□

1. 建築主の氏名又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名							
2. 建築主の住所又は主たる事務所の所在地							
3. 建築物の概要		市町村名		以下番地等			
建築物の所在地							
設計者等	設計者氏名						
	所属先						
	所在地						
	電話番号						
	電子メールアドレス						
建築物の概要	建築物の名称						
	用途						
	構造	木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	その他	
	階数	地上		階	地下		階
	床面積の合計	(届出部分)		m ²	(合計)		m ²
	工事期間	工事着手予定日			～完了予定日		
直前の届出書	提出年月日		年		月		日
	受付番号						
変更内容	変更前			変更後			
変更理由							
変更(予定)年月日		年		月		日	

建築物環境エネルギー性能計画中止届

年 月 日

長野県知事 様

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

長野県地球温暖化対策条例第20条第3項、第21条第3項（及び第22条第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。□

1. 建築主の氏名又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名							
2. 建築主の住所又は主たる事務所の所在地							
3. 建築物の概要		市町村名		以下番地等			
建築物の所在地							
設計者等	設計者氏名						
	所属先						
	所在地						
	電話番号						
	電子メールアドレス						
建築物の概要	建築物の名称						
	用途						
	構造	木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	その他	
	階数	地上		階	地下		階
	床面積の合計	(届出部分)		m ²	(合計)		m ²
	工事期間	工事着手予定日			～完了予定日		
直前の届出書	提出年月日		年		月		日
	受付番号						
中止年月日			年		月		日

省 エ ネ 計 画 概 要 書

■住宅の設計概要

建設地の市町村名		構造		階数		敷地面積		㎡	延床面積		㎡
建物用途		採用した省エネ計算ツール									
		その他使用した計算ツール									

■住宅の断熱性能(外皮基準)

地域区分		外皮平均熱貫流率 U_A (外皮基準)		W/(㎡・K)		
各部位の断熱仕様						
部位	種類	熱伝導率・開口部は熱貫流率	厚み			
屋根(天井)	(その他を選択の場合は種類記載)	W/(㎡・K)	mm			
外壁(一般部)	(その他を選択の場合は種類記載)	W/(㎡・K)	mm			
外壁(付加断熱)	(その他を選択の場合は種類記載)	W/(㎡・K)	mm			
基礎・床下	(その他を選択の場合は種類記載)	W/(㎡・K)	mm			
開口部(サッシ)	(その他を選択の場合は種類記載)	W/(㎡・K)				
その他	(種類等記載)	(種類等記載)				
	省エネ基準を未達成	省エネ基準	ZEH基準	※指針最低基準	※指針推奨基準(HEAT20 G2)	※指針先導基準(HEAT20 G3~)
性能	低	← START				→ 高
2地域	0.47~	0.46	0.40		0.28	0.20
3地域	0.57~	0.56	0.50		0.28	0.20
4地域	0.76~	0.75	0.60	0.50	0.34	0.23
5地域	0.88~	0.87	0.60	0.50	0.34	0.23

■住宅の一次エネルギー消費量(住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラムを使用の場合のみ記入)

基準一次エネルギー その他の設備を含まない		GJ		
設計一次エネルギー 再エネを含まない		GJ	削減率	#DIV/0! %
設計一次エネルギー 再エネ含む(太陽光・売電分・自家消費分含む)		GJ	削減率	#DIV/0! %

〈ポイント解説〉一次エネルギー消費量を少なくする
 設備機器等の消費エネルギーを表す指標で、値が小さいほど設備効率が高く、ランニングコストの低減が可能です。

■設計者・施工者の情報

建築士事務所名		事務所の区分		建築士事務所
所在地				
施工業者名		所在地		

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項の規定による説明をします。この説明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築物に関する事項(非公開情報)

建築主		様	説明年月日	
建物の所在地				
説明者		資格	登録第	号

建築物エネルギー消費性能基準への適合性

建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置(現行省エネ基準に不適合の場合記載のこと)

(不適合の場合:例 外皮性能基準が満足していないため、高性能な断熱材に変更、または断熱材の厚みを増せば基準に適合します。)

■再生可能エネルギー設備の導入(導入したものに○)※太陽光発電該当の場合は発電量も記入

太陽光発電	発電量	Kw	太陽熱温水器	地中熱利用
薪ストーブ	ペレットストーブ		その他()	導入しない※

※導入しない場合はその理由()

〈ポイント解説〉～再生可能エネルギーを導入してエネルギー消費を減らす～
 太陽光や薪など再生可能エネルギーを活用すれば、化石燃料の低減につながりCO2削減効果が期待できます。

■その他の消費エネルギー消費量を減らす検討(該当するものに記入)

○C値の性能値 目標値

〈ポイント解説〉気密性を高め、断熱効果を向上させる
 建物の気密性能を示す値としてC値(cm^3/m^2)という指標があり、この値が小さいほど気密性が高くなり、冷暖房費の低減につながります。

○年間冷房負荷 計算結果 kWh/年

○年間暖房負荷 計算結果 kWh/年

〈ポイント解説〉建物のランニングコストを暖冷房負荷計算により算出
 年間暖冷房負荷より建物のランニングコストを算定できます。この値が小さいほどコスト縮減効果が発現されます。

○CASBEEの結果

○信州健康ゼロエネ住宅の該当(該当するものに○)

先導基準 推奨基準 最低基準 該当しない

■施工者・設計者からのコメント(自由記載)

(建築主へのアドバイスの内容や、省エネに関する設計方針、特記事項などを記載。その他イメージパースや写真等を別途添付することも可能です。)

省エネ計画概要書

閲覧用

■住宅の設計概要

建設地の市町村名	0	構造	0	階数	0	敷地面積	0	m ²	延床面積	0	m ²
建物用途	0	採用した省エネ計算ツール		0							
		その他使用した計算ツール		0							

■住宅の断熱性能(外皮基準)

地域区分	0	外皮平均熱貫流率U _A (外皮基準)	0	W/(m ² ・K)
各部位の断熱仕様				
部位	種類	熱伝導率・開口部は熱貫流率		厚み
屋根(天井)	0	(その他を選択の場合は種類記載)		0.000 W/(m・K)
外壁(一般部)	0	(その他を選択の場合は種類記載)		0.000 W/(m・K)
外壁(付加断熱)	0	(その他を選択の場合は種類記載)		0.000 W/(m・K)
基礎・床下	0	(その他を選択の場合は種類記載)		0.000 W/(m・K)
開口部(サッシ)	0	(その他を選択の場合は種類記載)		0.00 W/(m ² ・K)
その他	(種類等記載)	(種類等記載)		

〈ポイント解説〉断熱性能を高める(断熱性能を示す外皮基準を小さくする)
 外皮基準の値が小さいほど断熱性能が高くなります。高性能な断熱材・断熱サッシなどの導入検討を行いましょ。

	省エネ基準を未達成	省エネ基準	ZEH基準	※指針最低基準	※指針推奨基準(HEAT20 G2)	※指針先導基準(HEAT20 G3~)
性能	低	←————— START —————→				高
2地域	0.47~	0.46	0.40		0.28	0.20
3地域	0.57~	0.56	0.50		0.28	0.20
4地域	0.76~	0.75	0.60	0.50	0.34	0.23
5地域	0.88~	0.87	0.60	0.50	0.34	0.23

■住宅の一次エネルギー消費量(住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラムを使用の場合のみ記入)

基準一次エネルギー その他の設備を含まない	0	GJ		
設計一次エネルギー 再エネを含まない	0	GJ	削減率	#DIV/0! %
設計一次エネルギー 再エネ含む(太陽光:売電分・自家消費分含む)	0	GJ	削減率	#DIV/0! %

〈ポイント解説〉一次エネルギー消費量を少なくする
 設備機器等の消費エネルギーを表す指標で、値が小さいほど設備効率が高く、ランニングコストの低減が可能です。

■設計者・施工者の情報

建築士事務所名	0	事務所の区分	0	建築士事務所
所在地	0			
施工業者名	0	所在地	0	

■再生可能エネルギー設備の導入 (導入したものに○) ※太陽光発電該当の場合は発電量も記入

0	太陽光発電	発電量	0	Kw	0	太陽熱温水器	0	地中熱利用
0	薪ストーブ	0	ペレットストーブ	0	その他 () 導入しない※		

※導入しない場合はその理由 ()

〈ポイント解説〉～再生可能エネルギーを導入してエネルギー消費を減らす～
 太陽光や薪など再生可能エネルギーを活用すれば、化石燃料の低減につながりCO2削減効果が期待できます。

■その他の消費エネルギー消費量を減らす検討 (該当するものに記入)

○C値の性能値 目標値 0

〈ポイント解説〉気密性を高め、断熱効果を向上させる
 建物の気密性能を示す値としてC値 (cm³/m²) という指標があり、この値が小さいほど気密性が高くなり、冷暖房費の低減につながります。

○年間冷房負荷 計算結果 0 kWh/年

○年間暖房負荷 計算結果 0 kWh/年

〈ポイント解説〉建物のランニングコストを暖冷房負荷計算により算出
 年間暖冷房負荷より建物のランニングコストを算定できます。この値が小さいほどコスト縮減効果が発現されます。

○CASBEEの結果 0

○信州健康ゼロエネ住宅の該当 (該当するものに○)

0 先導基準 0 推奨基準 0 最低基準 0 該当しない

■施工者・設計者からのコメント (自由記載)

(建築主へのアドバイスの内容や、省エネに関する設計方針、特記事項などを記載。その他イメージパースや写真等を別途添付することも可能です。)

別紙

その他非公開とすべき部分及び理由（該当する部分がある場合のみ提出）

■非公開とすべき理由

--

■非公開とすべき理由

--

省 エ ネ 計 画 概 要 書

記載例

■住宅の設計概要

建設地の市町村名	長野市	構造	木造	階数	2階建て	敷地面積	195.43 m ²	延床面積	104.25 m ²
建物用途	専用住宅	採用した省エネ計算ツール		簡易計算ルート(外皮面積を計算しない方法)					
		その他使用した計算ツール		CASBEE					

■住宅の断熱性能(外皮基準)

地域区分	4地域	外皮平均熱貫流率 U_A (外皮基準)	0.54	W/(m ² ・K)
各部位の断熱仕様				
部位	種類	熱伝導率・開口部は熱貫流率	厚み	
屋根(天井)	吹込み用セルローズファイバー断熱材 (その他を選択の場合は種類記載)	0.040 W/(m・K)	260 mm	
外壁(一般部)	ロックウール断熱材 (その他を選択の場合は種類記載)	0.038 W/(m・K)	100 mm	
外壁(付加断熱)	非該当 (その他を選択の場合は種類記載)	- W/(m・K)	- mm	
基礎・床下	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (その他を選択の場合は種類記載)	0.028 W/(m・K)	30 mm	
開口部(サッシ)	Low-E複層ガラス【日射取得型】 (その他を選択の場合は種類記載)	1.70 W/(m ² ・K)		
その他	(種類等記載)	(種類等記載)		

〈ポイント解説〉断熱性能を高める(断熱性能を示す外皮基準を小さくする)
外皮基準の値が小さいほど断熱性能が高くなります。高性能な断熱材・断熱サッシなどの導入検討を行いましょう。

	省エネ基準を 未達成	省エネ基準	ZEH基準	*指針最低基準	*指針推奨基準 (HEAT20 G2)	*指針先導基準 (HEAT20 G3~)
性能	低 ←	START				高 →
2地域	0.47~	0.46	0.40		0.28	0.20
3地域	0.57~	0.56	0.50		0.28	0.20
4地域	0.76~	0.75	0.60	0.50	0.34	0.23
5地域	0.88~	0.87	0.60	0.50	0.34	0.23

■住宅の一次エネルギー消費量(住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラムを使用の場合のみ記入)

基準一次エネルギー その他の設備を含まない	73.86	GJ		
設計一次エネルギー 再エネを含まない	53.93	GJ	削減率	26 %
設計一次エネルギー 再エネ含む(太陽光:売電分・自家消費分含む)	-3.1	GJ	削減率	104 %

〈ポイント解説〉一次エネルギー消費量を少なくする
設備機器等の消費エネルギーを表す指標で、値が小さいほど設備効率が高く、ランニングコストの低減が可能です。

■設計者・施工者の情報

建築士事務所名	〇〇建設設計事務所	事務所の区分	一級	建築士事務所
所在地	長野市大字南長野南県町686-1			
施工業者名	〇〇建設	所在地	長野市大字南長野南県町686-1	

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項の規定による説明をします。この説明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築物に関する事項(非公開情報)

建築主	長野 太郎	様	説明年月日	2022年 1月 14日
建物の所在地	長野市大字南長野字幅下692-2			
説明者	長野 二郎	資格	一級建築士	登録第 00000 号

建築物エネルギー消費性能基準への適合性 適合している

建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置(現行省エネ基準に不適合の場合記載のこと)

(不適合の場合:例 外皮性能基準が満足していないため、高性能な断熱材に変更、または断熱材の厚みを増せば基準に適合します。)

■再生可能エネルギー設備の導入（導入したものに○）※太陽光発電該当の場合は発電量も記入

<input checked="" type="radio"/> 太陽光発電	発電量	5.67 Kw	<input type="checkbox"/> 太陽熱温水器	<input type="checkbox"/> 地中熱利用
<input type="checkbox"/> 薪ストーブ	<input type="checkbox"/> ペレットストーブ	その他（ <input type="text"/> ）		

※導入しない場合はその理由（）

〈ポイント解説〉～再生可能エネルギーを導入してエネルギー消費を減らす～
太陽光や薪など再生可能エネルギーを活用すれば、化石燃料の低減につながりCO2削減効果が期待できます。

■その他の消費エネルギー消費量を減らす検討（該当するものに記入）

○C値の性能値 目標値

〈ポイント解説〉気密性を高め、断熱効果を向上させる
建物の気密性能を示す値としてC値 (cm³/m²) という指標があり、この値が小さいほど気密性が高くなり、冷暖房費の低減につながります。

○年間冷房負荷 計算結果 kWh/年

○年間暖房負荷 計算結果 kWh/年

〈ポイント解説〉建物のランニングコストを暖冷房負荷計算により算出
年間暖冷房負荷より建物のランニングコストを算定できます。この値が小さいほどコスト縮減効果が発現されます。

○CASBEEの結果

○信州健康ゼロエネ住宅の該当（該当するものに○）

先導基準 推奨基準 最低基準 該当しない

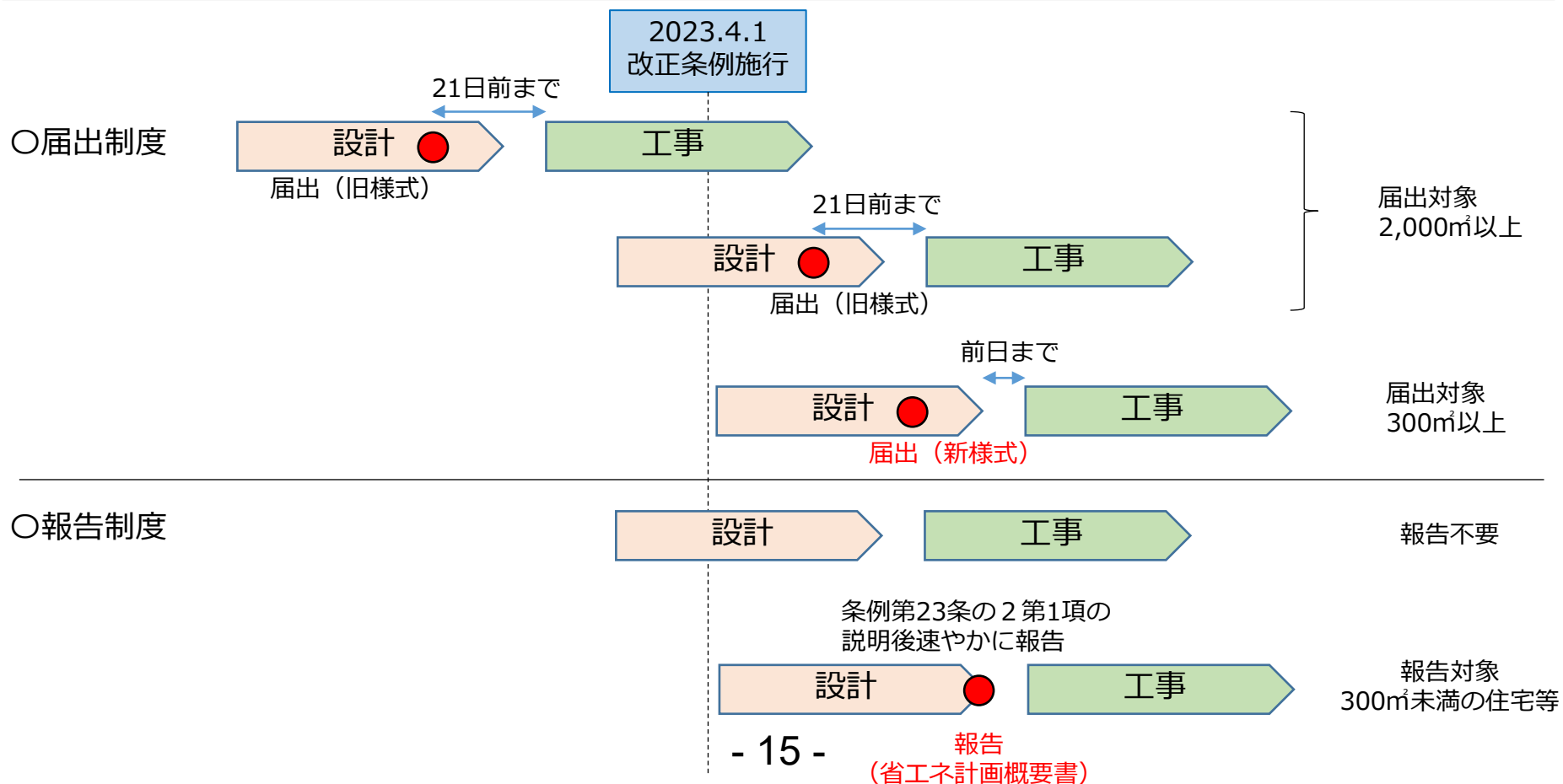
■施工者・設計者からのコメント（自由記載）

（建築主へのアドバイスの内容や、省エネに関する設計方針、特記事項などを記載。その他イメージパースや写真等を別途添付することも可能です。）

地球温暖化対策条例改正に伴う経過措置について

届出対象の拡大、届出期日の変更、報告制度の創設に伴い、以下のとおり経過措置を設ける。

- ・新規則第12条第5項及び第13条第2項の規定（届出対象面積の引き下げ）、新規則第12条第6項及び第13条第3項の規定（届出期日の変更）は、この規則の施行の日以後に設計が行われた建築物について適用し、施行日前に設計が行われた建築物及び施行日において現に設計が行われている建築物については、従前の例による。
- ・新規則第15条の規定（報告義務）は、施行日以後に設計を委託された建築物について適用する。



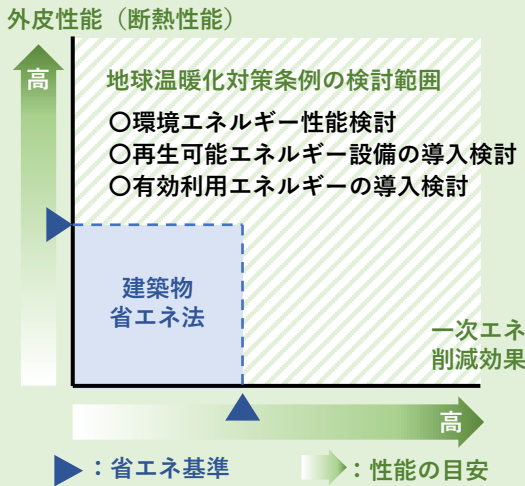
長野県地球温暖化対策条例が改正され 2023年4月から建物に係る制度が変わります

条例改正 2つのポイント

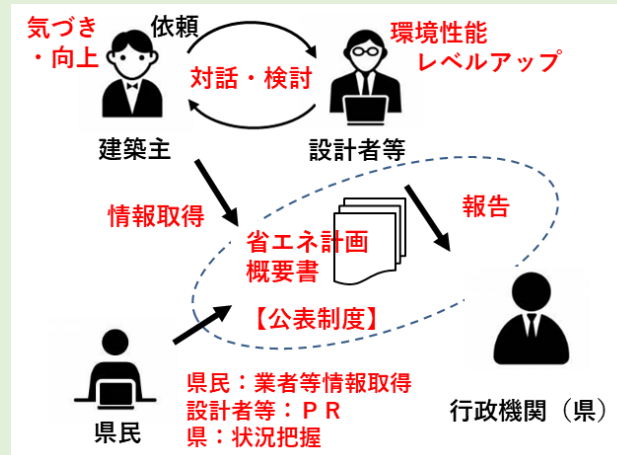
1
300㎡以上の建築物を新築する場合、届出が義務付けられます

2
300㎡未満の住宅等を新築する場合、省エネ計画概要書による報告が義務付けられます

検討範囲イメージ



省エネ計画概要書報告・公表制度



届出・報告対象建築物の範囲

床面積の合計	環境エネルギー性能検討			再生可能エネルギー設備の導入検討			有効利用可能工への導入検討
	性能検討義務	性能表示の努力義務	届出・報告義務	再エネ設備導入検討義務	設備表示の努力義務	届出・報告義務	検討義務 (届出義務)
10,000㎡以上	○	○	○ (届出)	○	○	○ (届出)	○ (届出)
2,000㎡～10,000㎡未満	○	○	○ (届出)	○	○	○ (届出)	-
300㎡～2,000㎡未満	○	○	○ (届出)	○	○	○ (届出)	-
10㎡～300㎡未満	○	-	○ (報告)	○	-	○ (報告)	-
10㎡以下 文化財など	-	-	-	-	-	-	-

提出先

「○」該当 「-」非該当

建設地を所管する行政庁（建築物省エネ法の所管行政庁）に提出が必要です。

建設地に応じて下記の行政庁に提出ください

- 1 長野市、松本市、上田市、※1岡谷市、※1飯田市、※1諏訪市、※1塩尻市
- 2 1以外の地域にあっては、地域を所管する建設事務所（整備・）建築課

※1：限定特定行政庁のため、建築基準法第6条第1項第4号建築物に限る。



詳しい情報は
こちら

長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

◆ 大・中規模建築物に対する措置（届出制度）

床面積が300㎡以上の建築物（住宅・非住宅）を新築又は改築する場合、建築主は、環境エネルギー性能及び再生可能エネルギー設備導入の検討結果について「建築物環境エネルギー性能計画届出書」にまとめ、工事着手予定日の前日までに所管行政庁に届出が必要です。

床面積300㎡以上の建築物（住宅・非住宅）を新築する場合
建築主は、工事着手予定日の前日までに
「建築物環境エネルギー性能計画届出書」を届出

◆ 小規模住宅に対する措置（報告制度）

床面積300㎡未満の住宅※1を新築又は改築する際、建築主の求めに応じ、設計者は、環境エネルギー性能及び再生可能エネルギー設備導入の検討結果について「省エネ計画概要書」にまとめ、建築主に対する検討内容の説明後速やかに所管行政庁に報告が必要です。

※1：一戸建ての住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿

床面積が300㎡未満の住宅を新築する場合
設計者は、建築主への説明後速やかに「省エネ計画概要書」を報告

- ・省エネ計画概要書は建築物省エネ法の規定による説明書面を兼ねることが出来ます。
- ・省エネ計画概要書は建設地を所管する行政庁で閲覧することが可能です。

◆ 書類の提出先と方法

建築物環境エネルギー性能計画届出書及び省エネ計画概要書の提出先は、建設地を所管する行政庁（建築物省エネ法の所管行政庁）に提出が必要です。

建設地に応じて下記の行政庁に提出ください

- 1 長野市、松本市、上田市、※1岡谷市、※1飯田市、※1諏訪市、※1塩尻市
- 2 1以外の地域にあっては、地域を所管する建設事務所（整備・）建築課

※1：限定特定行政庁のため、建築基準法第6条第1項第4号建築物に限る。

建築物の省エネ化に役立つ補助制度

- ・信州健康エコ住宅普及促進事業（長野県建築住宅課）
- ・信州の屋根ソーラー普及事業（長野県ゼロカーボン推進室）
- ・県の補助制度のほかに市町村で太陽光発電システムなどの導入に対し、補助金が交付される場合がありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

※補助金は予算に限りがあるため、申請時期によっては受付を終了している場合がありますのでご了承ください。

長野県地球温暖化対策条例

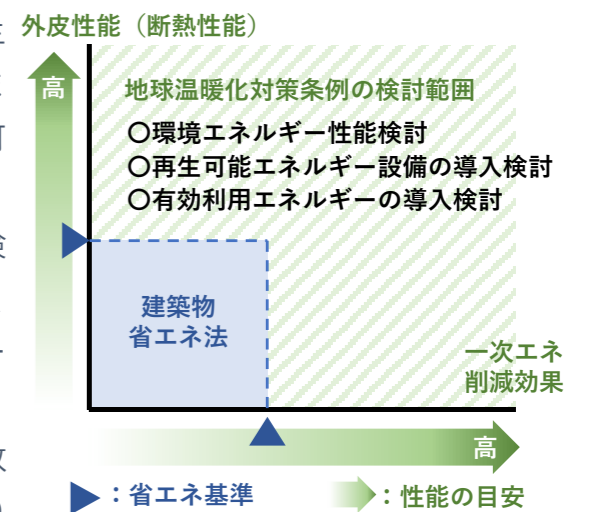
環境エネルギー性能検討制度・再生可能エネルギー設備導入検討制度

◆ 制度の概要

建物を新しく建てる際には、高い省エネ性能の建築物を実現するため、建築主は環境エネルギー性能と再生可能エネルギー設備の導入の検討を行う必要があります（それぞれ「環境エネルギー性能検討制度」、「再生可能エネルギー設備導入検討制度」という）。

検討作業にあたっては、設計・建築事業者はこれら検討に資する情報を、建築主に対して情報提供（説明）し、建築主はその提供された情報に基づき、環境エネルギー性能と自然エネルギー設備の導入検討を行います。

なお、検討結果は床面積に応じて地域を所管する行政庁（建築物省エネ法の所管行政庁）に提出（届出・報告）する必要があります。



検討範囲イメージ

■ 制度対象の整理

床面積の合計	環境エネルギー性能検討			再生可能エネルギー設備の導入検討			有効利用可能エネルギーの導入検討
	性能検討義務	性能表示の努力義務	届出・報告義務	再エネ設備導入検討義務	設備表示の努力義務	届出・報告義務	検討義務（届出義務）
10,000㎡以上	○	○	○（届出）	○	○	○（届出）	○（届出）
2,000㎡～10,000㎡未満	○	○	○（届出）	○	○	○（届出）	-
300㎡～2,000㎡未満	○	○	○（届出）	○	○	○（届出）	-
10㎡～300㎡未満	○	-	○（報告）	○	-	○（報告）	-
10㎡以下、文化財など	-	-	-	-	-	-	-

「○」該当 「-」非該当

◆ 環境エネルギー性能検討制度

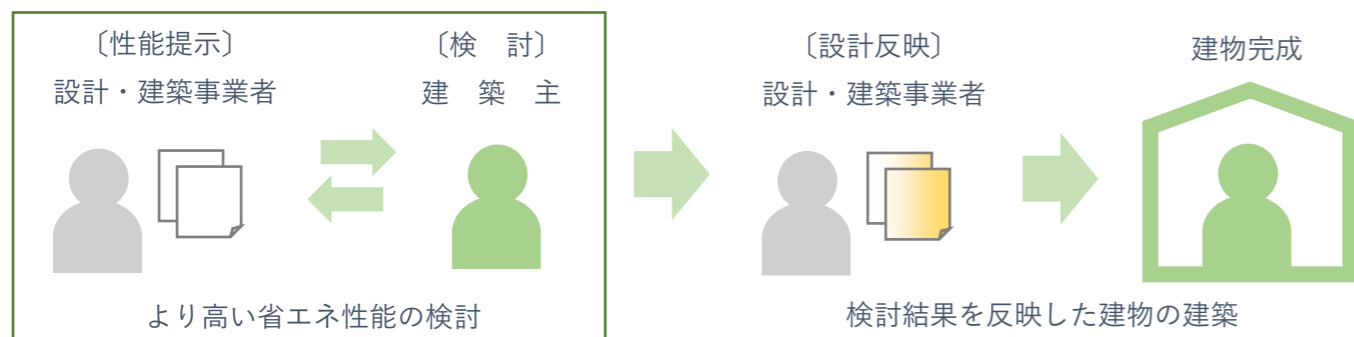
環境エネルギー性能を客観的に評価できる指標に基づき、建築主が建築時に省エネルギー性能を検討し、より省エネルギーに配慮した建築物の選択を促す制度です。日常生活に係るエネルギー使用量（光熱水費）の削減とともに、高性能、高付加価値な建築物の実現を促進します。

👉 何をするの？

新しく建物を建てる際には、建築主は次の情報を集めて、環境への負荷の低減を図るための措置について検討しなければなりません。なお、検討にあたっては、ライフサイクルコストを考慮した総合的な環境への負荷の低減を図る措置について検討する必要があります。

- 建物の断熱性能(建物の外壁、窓等を通しての熱の損失を防止するための措置)
(例：外壁・天井等の気密化・断熱化、トリプルガラス樹脂サッシ・熱交換換気システムの導入等)
- 建物の一次エネルギー消費量又は温室効果ガスの排出量 (例：環境エネルギー性能評価指標)
- 建物に導入する建築設備の耐久性能及び維持保全に関する事項 (例：給湯器のメンテナンス情報等)
- その他環境負荷を低減するための措置 (例：適切な庇の設置、通風の確保、外構植栽、長寿命化等)
- 費用等を考慮した環境エネルギー性能の選択に関する情報 (例：高断熱化・高効率設備等導入によるイニシャルコストと一定条件下におけるランニングコストの試算、比較)

■ 検討のイメージ



環境エネルギー性能って難しそう・・・。

環境エネルギー性能評価指標は、次の指標を使って性能を客観的に示すことができます。設計・建築事業者は、これらの指標のいずれかを使って建築主に説明を行きましょう。

- 住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム (独立行政法人 建築研究所)
- 一次エネルギー性能の判定プログラム (建築物用) (独立行政法人 建築研究所)
- CASBEE-新築 (一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構)
- CASBEE 戸建-新築 (一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構)
- QPEX (特定非営利活動法人 新木造住宅技術研究協議会)
- エネルギーパス (一般社団法人 日本エネルギーパス協会)

◆ 再生可能エネルギー設備の導入検討制度

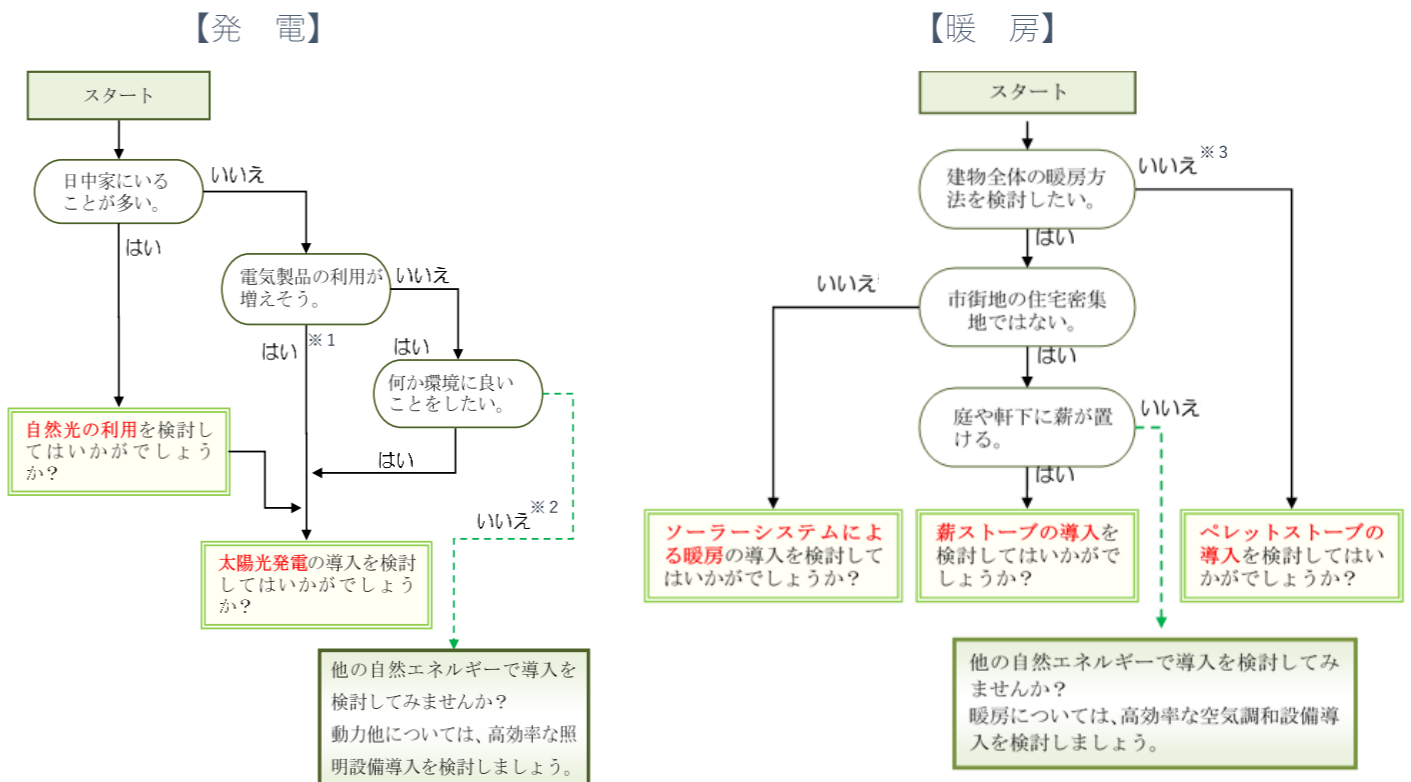
建築時に、建築主が再生可能エネルギー設備の導入を検討し、その導入を促す制度です。再生可能エネルギー設備の導入により、石油由来のエネルギーの削減効果が発現され CO2 の削減に資することが期待されます。

👉 何をするの？

まず、エネルギー利用のあり方を“より快適でお得な建物”となるように追求し、次にユーザーのエネルギーの利用状況に合致した種類・規模の再生可能エネルギー設備の導入を検討することが求められます。また、検討にあたっては、光や熱をそのまま利用する方法を優先して検討しましょう。参考に住宅における再生可能エネルギー設備別の検討フロー、及び、主な再生可能エネルギー設備を以下のとおり示しますので、検討の参考にしてみましょう。

- 太陽光利用設備 (太陽光発電設備、天窗・水平ルーバー等)
- 太陽熱利用設備 (太陽熱温水器、ソーラーシステム等)
- バイオマス熱利用設備 (薪ストーブ、ペレットストーブ、チップボイラ等)
- 地中熱利用設備 (ヒートポンプ空調 (冷暖房) システム等)

■ 設備選択の検討フロー (「建築物再生可能エネルギー導入マニュアル」より抜粋)



※1 太陽光発電を設置することにより、自家消費あるいは売電により電気代の増加分を補うことができます。

※2 太陽光発電を設置したときのコストと売電収入がどうなるか、試算してみましょう。

※3 ソーラーシステムは家全体の暖房を、薪ストーブは複数の部屋の暖房を検討することもできます。一部屋だけを検討するなら、ペレットストーブが良い場合もあります。